

刈谷市「さくらねこTNRチケット（行政枠）」利用取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上及び良好な生活環境の促進を図るために実施される飼い主のいない猫等を適切に管理する活動を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金（以下「基金」という。）が発行し、市が交付する「さくらねこTNRチケット（行政枠）」（以下「チケット」という。）を利用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- （2）飼い猫 飼い主（猫を所有し、又は占有する者をいう。以下同じ。）が、継続的に給餌等の世話をしている猫をいう。
- （3）不妊・去勢手術 獣医師が地域猫に行う不妊手術（卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。以下同じ。）又は去勢手術（精巣を摘出する手術をいう。以下同じ。）をいう。
- （4）さくらねこ 不妊・去勢手術を受けた目印として、当該不妊・去勢手術を行った獣医師により耳先を桜の花びらの形（V字）に切られた猫をいう。
- （5）地域猫活動 愛知県が策定した所有者のいない猫の適正管理マニュアルに基づく活動をいう。
- （6）地域猫活動団体 刈谷市地域猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱第4条第2項により、市から承認を受けている団体をいう。

（事業）

第3条 市は、地域猫活動団体に対して、チケットを交付するものとする。

（交付申請）

第4条 チケットの交付を希望する地域猫活動団体は、チケットを使用しようとする月の前月の1日（当該日が土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日（以下「土日祝日」という。）に当たるときは、これらの日の前日）までにさくらねこTNRチケット申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条の規定による処分を受けた者は、当該処分を受けた日から1年間はチケットの交付を申請することができない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、基金からチケットを受領した後、速やかにチケットの交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、さくらねこTNRチケット交付決定通知書（様式第2号）にチケットを添えて当該申請をした活動団体に通知するものとする。ただし、基金から受領したチケットの枚数が申請のあった枚数に満たなかった場合は、基金から受領したチケットの枚数の範囲内で交付決定をするものとする。

（チケットの使用）

第6条 チケットは、交付決定を受けた地域猫活動団体が責任をもって使用しなければならない。

2 チケットを使用して不妊・去勢手術を受けさせることができる猫は、市内で地域猫活動により捕獲された猫のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（1）飼い猫

（2）里子に出す前提の野良猫

（3）飼い猫にする予定の野良猫

（4）その他市長がチケットの使用により不妊・去勢手術を受けさせることが適当ではないと認めた飼い主のいない猫

3 地域猫活動団体は、チケットを使用して猫に不妊・去勢手術を受けさせる場合は、手術済みの証として当該猫をさくらねこにしなければならない。

（遵守事項）

第7条 交付決定を受けた地域猫活動団体は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）基金の規定を遵守すること。

（2）チケットの使用に当たり問題が生じた場合は、地域猫活動団体が責任を持って対応すること。

（交付決定の取消し及びチケットの返還）

第8条 交付決定を受けた地域猫活動団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付したチケットの全部又は一部の返還を求めるものとする。この場合において、当該地域猫活動団体に対してさくらねこTNRチケット交付取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（1）チケットの使用がこの要綱の規定又は基金のルールに違反したとき。

（2）チケットの使用方法が著しく不適當と認められるとき。

（3）その他市長が必要と認めたとき。

（活動報告）

第9条 チケットの交付を受けた地域猫活動団体は、チケット使用月の翌月15日（当該日が土日祝日に当たるときは、これらの日の前日）までに使用しなかったチケットを添えて、さくらねこTNRチケット使用報告書（様式第4号）を提出するものとする。

（免責）

第10条 市長は、チケットの使用に関連して生じた事故について、一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第11条 地域猫活動団体が、チケットの使用により第三者に与えた損害に関しては、当該地域猫活動団体はその賠償の責めを負うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。